

京都市告示第308号

京都コンサートホールの指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都コンサートホール条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成25年 9月27日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日

平成26年1月4日(土)	午前9時～午後10時	演奏会場
	午前8時～午後11時	駐車場
	午前9時～午後10時	事務所

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)